

# 健保 だより

2022  
秋号

令和3年度決算をお知らせします



## ●目 次

●令和 3 年度 決算のお知らせ	2
●理事長就任のご挨拶	4
●ウォーキングアプリ aruku&	5
●令和 4 年 10 月からの法改正	6
●マイナンバーカードが保険証として使えます	8

ご家庭に持ち帰ってみなさんでお読みください

東洋電機健康保険組合

# 支出の大幅な減少

「コロナ禍長期化による受診控え等の医療費減少」と  
「高齢者納付金の一時的減少」により、黒字決算となりました

去る令和4年8月4日に開催された第149回組合会で、

令和3年度決算が可決・承認されましたので、その概要をご報告いたします。

令和3年度の決算について、一般保険収支は、収入が8億6216万円、支出が7億2194万円となり、1億4022万円の黒字となりました。また、前年度繰越金1億389万円を控除した実質収入額は7億5827万円となり、支出を差し引いた経常収支は3633万円の黒字となりました。

収入については、基礎となる保険料収入は被保険者数、平均標準報酬月額の減少により、7億4043万円と前年に比べて2839万円減となりました。

支出については、保険給付費(法定給付費)はコロナ禍の長期化による受診控えや治療の先延ばしにより、前年をさらに下回る3億5047万円となりました。支出の中で大きな割合を占める納付金は前年度の4億560万円から2億8293万円と大幅な減額となりました。これは過年度精算の戻し額、概算金額の抑制によるもので、例外的一時的なものです。

今後は保険料収入に大きな増収が

令和3年度の決算について、一般保険収支は、収入が8億6216万円、支出が7億2194万円となり、1億4022万円の黒字となりました。また、前年度繰越金1億389万円を控除した実質収入額は7億5827万円となり、支出を差し引いた経常収支は3633万円の黒字となりました。

そのため保健事業を充実させて疾病予防を行ない、組合員の皆様の健康への意識を高め、浸透させて、給付費を根本から減らしていく努力をし、支出を抑えていかなければいけないと考

望めない一方、受診控えの反動による医療費の増加、団塊世代が大量に後期高齢者になることによる支援金、納付金等の増額で、厳しい財務状況になることが見込まれます。

そのため保健事業を充実させて疾病予防を行ない、組合員の皆様の健康への意識を高め、浸透させて、給付費を根本から減らしていく努力をし、支出を抑えていかなければいけないと考

## 介護保険

介護保険収支は収入支出差引額で2070万円の黒字となりましたが、前年度の繰越金2114万円を除いた経常収支は43万円と若干の赤字決算となりました。

## 決算残金処分

決算残金処分は、次年度予算の繰

30歳以上の被保険者の「人間ドック」を事業主(法定検診部分の7150円(税込))と健保組合で全額負担して実施しました。また、人間ドック(40歳以上の特定健診)の結果、生活習慣病発症リスクの高い人に対して行われる「特定保健指導」の初回面談(一部の事業所でWEB面談)を、事業主の協力のもと就業時間内に各事業所内で実施しました。

私ども健康保険組合といたしましては、来るべき危機的状況に備え、経費の削減、医療費の節約など最大限の努力をしてまいる所存です。皆さんにおかれましても、保健事業の積極的な参加など、ご自身の健康管理に前向きに取り組んで、健保財政の健全化にご協力いただきますよう、ここにあらためてお願い申し上げます。

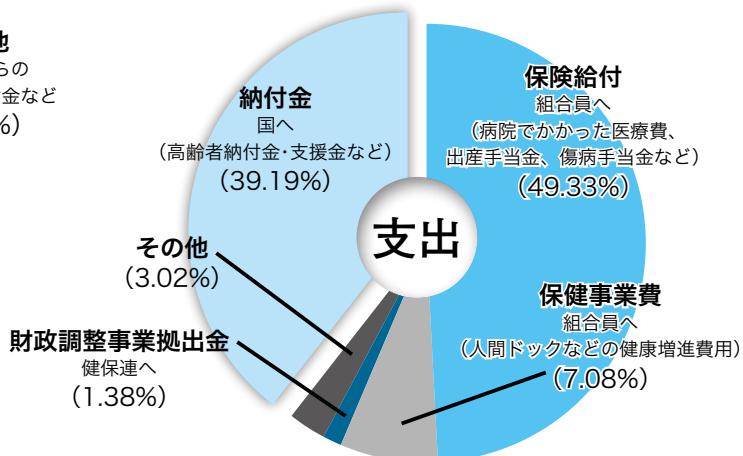
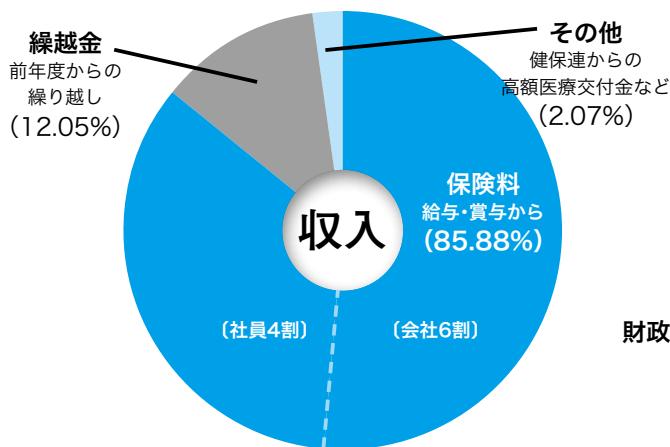
## 保健事業

保健事業は前年度に引き続き「インフルエンザ予防接種費用の一部補助」、「家庭常備薬の配付」を実施したほか、

コロナの医療費も他の疾病と同様、自己負担額分以外は、健康保険から支払われています。公費負担となっているのは自己負担相当額のみです。



健康保険の決算総額 収入 8億6,216万7千円 支出 7億2,194万4千円



### 【収入】

科 目	決算額(千円)	備考
保 険 料	740,430	会社と社員の負担割合は 6:4 (保険料率は 9.8%)
国 庫 負 担 金 収 入	200	高齢者納付金・支援金に 対する費用負担の補助
調整保険料収入	9,972	各健保組合間の財政を調 整するための支援金
繰 越 金	103,896	前年度からの繰り越し
繰入金(別途積立金)	0	別途積立金の取り崩し
財政調整事業交付金	6,833	高額医療に対する交付金
国 庫 補 助 金 収 入	417	後期高齢者支援金、特定保 健指導実施に対する助成
雑 収 入	419	
合 計	862,167	

### 【支出】

科 目	決算額(千円)	備考
事 務 所 費	21,276	職員給与、健保システム・事務所の 賃借料など
保 険 給 付	356,133	
法 定 給 付 費	350,476	医療費、出産手当金、働きない場合 の傷病手当金などの給付
付 加 給 付 費	5,657	法定給付費に加算して支給する当健 保独自の給付
納 付 金	282,938	
前期高齢者納付金	105,404	高齢者の保険制度間の費用負担を調 整するための費用
後期高齢者支援金	177,527	
退職者給付拠出金	6	退職者の保険制度間の費用負担をす るための費用 (経過措置)
病床転換支援金	1	介護用病床の確保等による医療費適 正化のための費用
保 健 事 業 費	51,085	人間ドック、予防接種、常備薬配布 等の健康増進のための費用
財政調整事業拠出金	9,965	各健保組合間の財政を調整するため の拠出金
そ の 他	547	
合 計	721,944	

### 【決算残金処分内訳】

種 別	金額(千円)	備考
繰 越 金	135,216	次年度の予算に繰り越し
別 途 積 立 金	5,000	定期預金にて保管
財政調整事業繰越金	7	先払い保険料(任意継続被保険者)
合 計	140,223	

### 【財産目録】

種 別	金額(千円)	備考
法 定 準 備 金	170,289	健康保険法で規定された準備金
別 途 積 立 金	565,734	法定準備金以外の積立金
退 職 積 立 金	1,200	職員用退職金の積立
合 計	737,223	定期預金にて保管(一部支払基金への委託金)

介護保険の決算総額 収入 1億492万8千円 支出 8,422万4千円

### 【収入】

科 目	決算額(千円)	備考
保 険 料	83,787	会社と社員の負担割合は 5:5 (保 険料率は 1.68%)
繰 越 金	21,140	前年度からの繰り越し
国 庫 補 助 金 収 入	0	総報酬割全面導入にともなう特例 措置の助成
雑 収 入	1	
合 計	104,928	

### 【支出】

科 目	決算額(千円)	備考
介 護 納 付 金	84,224	介護保険法で規定された納付金
介護保険料還付金	0	
積 立 金	0	
予 備 費	0	
合 計	84,224	

### 【決算残金処分内訳】

種 別	金額(千円)	備考
繰 越 金	20,704	前年度の予算に繰り越し
準 備 金	0	定期預金にて保管
合 計	20,704	

### 【財産目録】

種 別	金額(千円)	備考
準 備 金	58,733	介護保険法で規定された準備金
合 計	58,733	定期預金にて保管

# 理事長就任のご挨拶



理事長 山井俊典



この度、濱田理事長の後任として理事長に就任いたしました山井俊典です。

組合員(従業員とそのご家族)の皆さんには、平素より当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を厚く御礼申し上げます。

長引くコロナ禍により、不安な日々を過ごされている方も多いことと思いますが、足下では、海外からの入国制限の解除や国内旅行支援などをはじめ、社会・経済・文化活動・スポーツ等、コロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。引き続き、感染予防に努めながら、適度な運動やご家族・ご友人とのコミュニケーション等を通じて、心身の健康を維持してまいりましょう。

このような環境の下、当健康保険組合の令和3年度の決算集計は、支出の大きなウエイトを占める高齢者医療費の拠出金負担がコロナ禍での受診控えによる影響で一時的に減少したことを受けて、単年度の保険料収入で全ての支出を賄うことができました。

医療保険を取り巻く状況に目を向けると、2025年には団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となり、急速な高齢化が進行する一方で、医療保険制度の支え手となる現役世代の人口は減少ていき、後期高齢者への支援金がさらに増大していくことが見込まれ、当健康保険組合を取り巻く環境も今後厳しいものになると予想されます。

令和3年6月に制定した「健康経営宣言」をはじめ、事業主とのコラボヘルス推進、特定健診や特定保健指導の受診率向上などに取組み、皆さんの健康維持、増進に資する保健事業に取り組んできました。組合員の皆様、事業主のご協力のおかげで、経済産業省から健康経営優良法人2022(大規模法人部門)に認定されました。この場をお借りして、御礼申し上げます。引き続き、健康管理を経営的視点でも捉え、積極的なアプローチに取り組んでまいります。

このような環境下でありますが、組合員の皆さまの安心の確保と健康づくりにつながるようサポート、サービスの提供、また「当健保組合の組合員でよかった」と感じていただけるように努めてまいります。

組合員の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

# ウォーキングアプリ あるくと *aruku&*

東洋電機健康保険組合では、被保険者の皆さまの健康維持増進のサポートとして、ウォーキングアプリ「aruku&」を導入しています。運動不足解消や肥満体質改善、生活習慣病予防のために是非このアプリをダウンロードいただき、「ウォーキング」による健康管理にお役立てください。

ウォーキングアプリ「aruku&」(あるくと)は、スマホを持って楽しく歩く健康増進のためのアプリです。

スマホを携帯して歩くだけで毎日の歩数が記録され、消費カロリーなどウォーキングの成果が一目で分かります。団体登録ができ、グループでイベント参加(インセンティブ付与)等することにより、楽しみながら継続できます。

※アプリのダウンロード、ご利用は基本無料ですが、一部課金機能があります。課金機能をご使用になる場合は、自己負担となります。



東洋電機健康保険組合専用QRコード

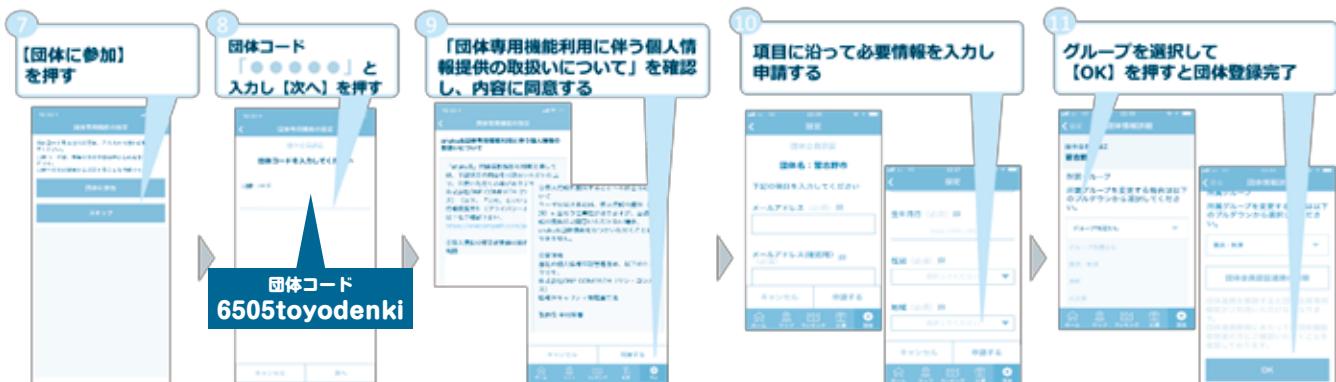
**6505toyodenki**

が入力された状態でダウンロードできます

## 1 スマートフォンにウォーキングアプリをダウンロードして、会員登録をしましょう



## 2 団体に参加しましょう



# 令和4年10月からの



# 法 改 正

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)などを踏まえ、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、「年金制度改正法」(令和2年法律第40号)や「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)などが公布され、令和4年1月より順次施行されています。

健康保険の分野では、令和4年1月から「傷病手当金の支給期間の通算化」(2022年春号でご案内済)や「任意継続被保険者制度の変更」などが始まっています。ここでは主に、10月から始まる「育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し」と「短時間労働者の適用拡大」をご案内します。

## 育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和4年10月から、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、柔軟な育児休業の取得等を促進することを目的として、育児休業中の保険料免除要件が見直されます。

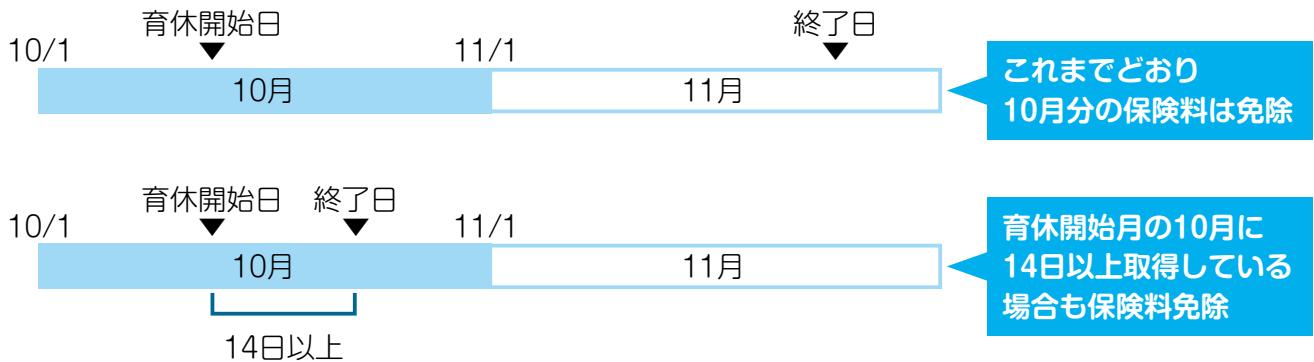


**改正前** 月末時点で育休を取得している場合のみその月の保険料が免除されます。

**改正後** 上記に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、14日以上の育児休業等を取得した場合も、その月の月額保険料が免除されます。

また、賞与保険料については、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。

### 【例】



## 短時間労働者の健康保険の適用拡大

平成28年10月から、短時間労働者を除く被保険者の総数が常時500人を超える事業所等で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となることになりました。令和4年10月からこの一定の要件が下記のように拡大されます。

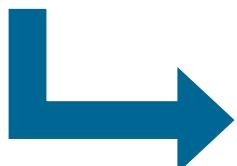


	事業所の規模	労働時間	賃金	勤務期間	学生除外
現行 (平成28年10月～)	常時500人超	週所定労働時間 20時間以上	月額88,000円 以上	継続して1年以上 使用される見込み	学生ではないこと
令和4年10月～	<b>常時100人超</b>	変更なし	変更なし	継続して <b>2ヶ月を超えて</b> 使用される見込み	変更なし
令和6年10月～	<b>常時 50人超</b>	変更なし	変更なし	//	変更なし

適用拡大によって健康保険・厚生年金保険の被保険者となる人は、今まで控除されていなかった社会保険料が控除されることによって、手取り給与が減ってしまいます。また、これまで健康保険の被扶養者だった人は保険料を払わずに被保険者証が交付され、医療機関にかかることができましたが、今度は自らが被保険者となり、保険料を支払うことで被保険者証が交付されます。

メリットとしては、次のようなものがあります。

- ①厚生年金保険に加入することになるので、将来の年金受給額が増えます。
- ②病気やけがで障害状態になった場合、障害厚生年金が給付され、死亡した場合には遺族に遺族厚生年金が支給されます。
- ③健康保険では、被扶養者のときにはなかった傷病手当金や出産手当金が受け取れます。
- ④社会保険料は会社との折半になるので、国民年金や国民健康保険に加入していた人の場合、保険料が安くなることもあります。



**これに伴い!!**

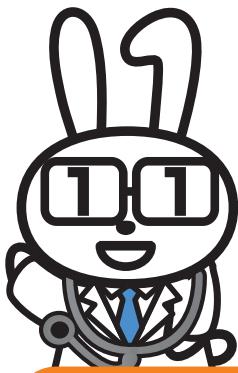
当健保組合の被扶養者の方で、「扶養の範囲内で働いている方」のうち、お勤め先や労働条件が上記の適用拡大に該当する場合、当健保組合の被扶養から外れることになります。

その際、被保険者証は扶養から外れる日の前日までしか使えません。  
扶養を外れる方の被保険者証は速やかに事業所にご返却ください。

**万が一保険証を使用した場合は無資格受診となり、  
自己負担を除いた医療費(当健保負担分)を返還していただきます**

その他の改正

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間増や勤務医の外来負担などが生じていることにより、一定規模以上の対象病院では、紹介状を持たずに外来受診した患者等から一部負担金(3割負担等)とは別に「特別の料金」を徴収することになっています。これが令和4年10月より対象病院が拡大されるとともに、「特別の料金」の額が引き上げられます。
- 後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方等)のうち、一定以上の所得のある人は現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。



# マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



厚生労働省の資料より

マイナンバーカードを取得して、健康保険証利用の申込みをすると…

## 限度額適用認定証の準備が不要です

入院時等に医療機関に提示すると自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」は、組合へ申請書を提出してから交付されますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関、薬局では、患者本人が医療機関等での情報提供に同意すると限度額認定証の区分が共有され、「限度額適用認定証」の提示をしなくても自己負担限度額までの支払いとなります。急な入院等にも対応でき便利です。

## 医療費通知情報が閲覧できます

医療費通知情報(医療機関等名称、受診月、診療実日数、医療費総額、保険者負担額等)がご覧になれます。現在加入の健康保険だけでなく、過去に加入していた保険分も閲覧できます(令和3年9月の診療から閲覧が可能です。保険適用外は除きます)。

また、e-Taxに連携し、確定申告が簡単になります。領収書の管理不要となり、オンラインで完結して便利です。

申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マ イ ナ バ ー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平 日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分